

## 筏津地区周辺公有財産有効活用に関する官民対話 募集要項

### 1 調査の目的

筏津地区周辺に点在する公有財産の有効活用について、当該地区は、「拠点の形成による持続可能なまちづくり計画（廿日市市立地適正化計画）」において地域拠点（地区拠点）として都市機能誘導区域に設定されており、令和5年3月に供用開始した廿日市市多世代活動交流センター（フジタ スクエア まるくる大野。以下「まるくる大野」という。）を核施設として賑わいの拡大を図るとともに、生活サービス機能を向上させ、周辺に居住誘導し、人口減少が進行していく中、人口密度の維持、向上を目指し、取り組んでいるものです。

この度の官民対話では、民設民営型（独立採算）を中心に、令和6年度に実施した官民対話の結果を基に、さらに具体的な内容について対話を実施し、深度を高め、事業の具現化に向けて調整、整理を進めていきます。また、これまでの官民対話では提案のなかった新たな機能・施設の提案については、その提案内容及びその目的、効果などについて対話を実施し、熟度、深度の平準化を図りながら取り組むものとしします。

### 2 対話の概要

官民対話については、以下に定める事項その他事業の具現化に必要な事項について対話を行うものとしますので、可能な範囲で準備して対話に臨んでください。

#### (1) 調査の名称

筏津地区周辺公有財産有効活用に関する官民対話

#### (2) 官民対話の対象とする機能及び施設等

##### 【既提案の深度を高める機能・施設】

令和6年度に実施したサウンディング型市場調査で提案のあった次の機能・施設について、事業の具現化に向けたより詳細な事項について対話を行い、その深度を高めていきます。

- ① 商業施設（民設民営型（独立採算））
- ② 屋内温水プール（民設民営型（独立採算））
- ③ テニスコート（公設民営型）

現大野テニスコートに屋内温水プール整備を提案する場合、連鎖事業としてテニスコートの移設整備が必要となりますので、テニスコートに関する対話の準備をお願いします。

また、屋内温水プールとは別にテニスコートについて個別提案される場合は、その内容等について対話を実施しますので、一定程度熟度のある内容を整理していただき、対話に臨んでください。

- ④ 子育て世帯向け住宅（民設民営型（独立採算））

令和6年度に実施したサウンディング型市場調査では、独立採算型による具体的な提案はありませんでしたが、改めて提案可能な事業者については、対話の準備をお願いします。

##### 【新たに提案する機能・施設】

- ① 既提案に合わせた提案

令和6年度に実施したサウンディング型市場調査に参加された事業者で、既に提案した機

能・施設とは別に新たに提案される機能や施設について官民対話を希望される場合は、既に提案いただいている機能・施設に関する官民対話の熟度に合わせた準備をして、対話に臨んでください。

※令和6年度に実施したサウンディング型市場調査に参加されていなかった事業者が新たに機能や施設について提案されるに当たっては、同調査に関するこれまでの募集要項や事業概要説明書・事業概要書（令和6年8月5日、令和7年1月10日公表）及びその結果等を参考に一定程度熟度のある内容を整理していただき、対話に臨んでください。

### 3 調査の流れ

#### (1) 全体スケジュール

内容	日程
募集要項の公表	令和7年 9月2日（火）
対話参加の申込期限	令和7年 9月12日（金）
対話の実施（※）	令和7年 9月17日（水） ～令和7年 9月24日（水）
対話の概要の公表	令和7年 9月下旬以降

※上記期間中で日程調整が難しい場合はご相談ください。

#### (2) 対話参加の申込み

- ・「別紙1 参加申込書」に必要事項を記入の上、令和7年9月12日（金）17時までに「5 受付窓口」にメールで提出してください。
- ・令和6年度に実施したサウンディング型市場調査に参加されていなかった事業者は、「別紙3 アンケート調査票」に必要事項を記入の上、併せてメールで提出してください。
- ・メールの件名は、「【市場調査】 筏津地区周辺対話申込み（事業者名）」としてください。

#### (3) 対話の実施

- ・対話は、市及び筏津地区公有財産活用民間事業誘導に関する調査業務の受託者（株式会社 YMFG ZONE プラニング）と参加事業者で個別に行います。参加事業者の創意工夫やノウハウは保護の上、厳重に管理し、本事業の目的以外には使用しません。日時等については別途調整の後、連絡します。
- ・対話時間は、1時間から2時間程度を想定しています。
- ・対話のために必要な資料がある場合は、持参してください。
- ・対話の内容については、「別紙2 事業概要書」をご参照ください。

#### (4) 対話結果の概要の公表

対話の結果については、概要を廿日市市ホームページで公表します。また、公表にあたっては、参加者名や事業者のノウハウに係る事項は公表しません。

### 4 留意事項

#### (1) 参加除外条件

次のいずれかに該当する場合は、対話に参加できません。

- ・暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号までまたは第6号の規定に該当する者
- ・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者
- ・会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者

(2) 参加の扱い

対話への参加実績は、事業者公募における評価の対象とはなりません。

(3) 対話に関する費用

対話への参加に要する費用は、参加者の負担とします。

(4) 説明資料等

持参された説明資料については、返却しません。

また、廿日市市は、対話結果の概要の公表、事業実施の検討以外の目的で使用しません。

## 5 受付窓口

廿日市市経営企画部公共施設マネジメント課（担当：平本）

所在地：〒738-8501 広島県廿日市市下平良一丁目11番1号

電話：0829-30-9169

FAX：0829-32-1059

E-mail：komane アットマーク city.hatsukaichi.lg.jp

※アットマークを@に変えて送信してください（スパムメール対策）